

小児医療の未来～成育基本法の成立から「こども家庭庁」創設へ～

自見 はなこ

参議院議員

2018年12月8日、参議院本会議において「成育過程にある者及びその保護者並びに妊産婦に対し必要な成育医療等を切れ目なく提供するための施策の総合的な推進に関する法律」(略称：成育基本法)が可決・成立し、2019年12月1日に施行された。成育基本法は、児童福祉法、母子保健法、児童虐待防止法など、これまで個別の法律でバラバラに対応されてきた施策を連携させ、性教育を含む健康教育や食育の充実や、母子保健の強化等のほか、子どもの「防げる死」を防ぐためのデータ活用や、予防接種の推進などの様々な成果が期待される、まさにブライトフューチャー(米国小児科学会が唱える、子どもや青年を身体・心理・社会的に捉え支援することを目的とする概念)をわが国でも実現する基盤となる理念法である。2021年2月9日には、具体的な施策の柱となる「成育医療等基本方針」が閣議決定され、予算措置も含めて具体的な施策が動き出した。さらに、成育基本法には行政組織の見直しも規定されている。現在議論されている「こども家庭庁」創設は、まさに成育基本法の附則にある「政府は、成育医療等の提供に関する施策を総合的に推進するための行政組織の在り方等について検討を加え、必要があると認めるときは、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする」に基づく施策である。演者は、2021年2月に「こども家庭庁」創設を目指す議員勉強会「Children Firstの子ども行政のあり方勉強会」を立ち上げ、二度にわたって政府への提言を取りまとめた。その結果、自民党内に総裁直轄の検討会議が立ち上がり、さらに政府の施策となり、今般の設置法案の国会提出に至った。「こども家庭庁」創設によって目指す目標を端的に言うと、行政の縦割りの弊害を克服して、子ども達への切れ目ない支援を実現するとともに、子ども関係予算を倍増させることである。「こども家庭庁」ができることで、これまで各省の予算のシーリングの範囲内で采配されてきた子ども関係予算を独立して確保し、欧州先進国並みのGDP比3%程度まで高め、母子保健の更なる充実や専門人材の育成を推進して参りたいと考えている。「こども家庭庁」は、設置法が今国会で成立すれば2023年4月に設置されることとなる。成育基本法や児童の権利条約に則り、期待した成果が実際に上げられるよう、これからもしっかりとフォローして参りたい。

本講演では、演者が成育基本法の成立、成育医療等基本方針の策定に超党派議員連盟事務局長として取り組んだ活動や、「こども家庭庁」創設に向けた取り組みを紹介しつつ、子ども達の未来のために小児科医が果たすべき役割を論じたい。